

伊 勢 市 公 報

第 251 号
平成 28 年 4 月 20 日
水 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
○ 伊勢市農業委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則	13
○ 伊勢市母子保健法施行細則の一部を改正する規則	15
教育委員会規則	
○ 伊勢市立幼稚園規則の一部を改正する規則	17
上下水道事業規程	
○ 伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程	22
○ 伊勢市上下水道事務決裁規程の一部を改正する規程	24
○ 伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する等の規程	26
病院事業管理規程	
○ 伊勢市病院企業職員の育児休業等に関する規程及び市立伊勢総合病院臨時職員等の身分取扱いに関する規程の一部を改正する規程	28
○ 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	31
告 示	
○ 平成 28 年度固定資産の価格等の固定資産課税台帳への登録について	41
○ 平成 28 年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について	42
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	43
○ 消費生活センターの設置について	44
○ 指定代理納付者の指定について	45
○ 伊勢市ふるさと応援寄附金の収納の事務の委託について	46
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	47
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	48
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	49
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	50
○ 地籍調査の実施について	51
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	52
上下水道事業告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定の有効期間満了について	53
○ 水道料金及び下水道使用料等の収納の事務の私人への委託について	54
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	56
○ 指定代理納付者の指定について	57
公 告	
○ 伊勢市地域公共交通網形成計画の公表について	58

伊勢市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第44号

伊勢市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則（平成27年伊勢市規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

特定教育・保育（教育に限る。）又は特別利用教育を受けた場合の利用者負担額

（単位：円）

児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)
1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0
2 A	第1階層を除き、市民税所得割額が非課税の母子世帯等	0
2 B	第1階層及び第2 A階層を除き、市民税所得割額が非課税の世帯	3,000 (1,500)
3 A	市民税所得割額が1円以上77,101円未満の母子世帯等	6,200 (0)

3 B	第3 A階層を除き、市民税所得割額が1円以上77,101円未満の世帯	12,500 (6,200)
4	市民税所得割額が77,101円以上211,200円以下の世帯	16,900 (8,400)
5	市民税所得割額が211,201円以上の世帯	22,100 (11,000)

備考

- 1 この表において「世帯の階層区分」とは、各月初日における世帯の階層区分をいう。
- 2 この表において「市民税所得割額」とは、特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（同法第328条に規定する所得割を除く。）の額（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第20条で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）をいう。
- 3 この表において「母子世帯等」とは、次の各号のいずれかに該当する者が属する世帯をいう。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第4項に掲げる支給認定保護者と同一の世帯に属する者である場合を除く。）
 - (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（障害者又は障害児であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に規定する特

定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていないもの（以下「在宅障害児」という。）に限る。）

- (3) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅障害児に限る。）
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅障害児に限る。）
 - (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅障害児に限る。）
 - (6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅障害児に限る。）
 - (7) その他市長が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者
- 4 市民税所得割額を算定する場合において、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子の市民税所得割額は、当該者を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、同法第314条の2第1項第8号及び第3項の規定により算定する。
- 5 同一世帯に2人以上の負担額算定基準子ども（幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、家庭的保育事業等（同法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。）による保育を受ける小学

校就学前子ども、同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の第1学年から第3学年までに在学する子ども（以下「小学校第3学年修了前子ども」という。）をいう。以下同じ。）がいる場合は、当該負担額算定基準子どものうち、2番目に年齢が高いものに係る利用者負担額は括弧内の額とし、3番目以降のものに係る利用者負担額は無料とする。

6 市民税所得割額が77,101円未満の世帯において、2人以上の特定被監護者等（支給認定保護者（法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。以下同じ。）に監護される者及び監護されていた者並びに支給認定保護者又はその配偶者の直系卑属（支給認定保護者に監護される者及び監護されていた者を除く。）であって支給認定保護者と生計を一にするものをいう。以下同じ。）がいる場合は、当該特定被監護者等のうち、2番目に年齢が高いものに係る利用者負担額は括弧内の額とし、3番目以降のものに係る利用者負担額は無料とする。

別表第2（第3条関係）

特定教育・保育（保育に限る。）、特別利用保育、特定地域型保育、特定利用地域型保育又は特別利用地域型保育を受けた場合の利用者負担額

（単位：円）

児童の属する世帯の階層区分	利用者負担額（月額）			
	保育標準時間		保育短時間	
	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上

1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援受給世帯	0	0	0	0
2	第1階層を除き、市民税が非課税である母子世帯等	0	0	0	0
3	第1階層及び第2階層を除き、市民税が非課税である世帯	5,000 (2,500)	4,000 (2,000)	5,000 (2,500)	4,000 (2,000)
4 A	市民税が均等割のみの世帯（母子世帯等を除く。）	9,400 (4,700)	8,000 (4,000)	9,300 (4,600)	7,900 (3,900)
4 B	市民税が均等割のみの母子世帯等	4,700 (0)	4,000 (0)	4,600 (0)	3,900 (0)
5 A	市民税所得割額が1円以上48,600円未満の世帯（母子世帯等を除く。）	11,100 (5,500)	9,300 (4,600)	11,000 (5,500)	9,200 (4,600)
5 B	市民税所得割額が1円	5,500	4,600	5,500	4,600

	以上48,600円未満の母子世帯等	(0)	(0)	(0)	(0)
6 A	市民税所得割額が48,600円以上65,000円未満の世帯（母子世帯等を除く。）	12,800 (6,400)	11,800 (5,900)	12,600 (6,300)	11,600 (5,800)
6 B	市民税所得割額が48,600円以上65,000円未満の母子世帯等	6,400 (0)	5,900 (0)	6,300 (0)	5,800 (0)
7 A	市民税所得割額が65,000円以上97,000円未満の世帯（市民税所得割額が65,000円以上77,101円未満の母子世帯等を除く。）	21,000 (10,500)	17,900 (8,900)	20,700 (10,300)	17,600 (8,800)
7 B	市民税所得割額が65,000円以上77,101円未満の母子世帯等	10,500 (0)	8,900 (0)	10,300 (0)	8,800 (0)
8	市民税所得割額が97,000円以上128,000円未満の世帯	33,100 (16,500)	19,900 (9,900)	32,600 (16,300)	19,600 (9,800)
9	市民税所得割額が128,000円以上169,000円未満の世帯	39,400 (19,700)	21,900 (10,900)	38,800 (19,400)	21,600 (10,800)
10	市民税所得割額が	43,400	22,900	42,700	22,600

	169,000円以上233,000円未満の世帯	(21,700)	(11,400)	(21,300)	(11,300)
11	市民税所得割額が233,000円以上301,000円未満の世帯	45,500 (22,700)	23,900 (11,900)	44,800 (22,400)	23,500 (11,700)
12	市民税所得割額が301,000円以上397,000円未満の世帯	47,800 (23,900)	24,900 (12,400)	47,000 (23,500)	24,500 (12,200)
13	市民税所得割額が397,000円以上の世帯	49,800 (24,900)	25,900 (12,900)	49,000 (24,500)	25,500 (12,700)

備考

- 1 この表において「世帯の階層区分」とは、各月初日における世帯の階層区分をいう。
- 2 この表において「市民税所得割額」とは、特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割（同法第328条に規定する所得割を除く。）の額（子ども・子育て支援法施行規則第20条で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）をいう。
- 3 この表において「母子世帯等」とは、次の各号のいずれかに該当する者が属する世帯をいう。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの（子ども・子育て支援法施行令第4条第4項に掲げる支給認定保護者と同一の世帯に属する者である場合を除く。）
 - (2) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の

交付を受けた者（在宅障害児に限る。）

- (3) 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅障害児に限る。）
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅障害児に限る。）
- (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅障害児に限る。）
- (6) 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅障害児に限る。）
- (7) その他市長が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

4 2号認定及び3号認定の区分は、当該年度の初日の前日における年齢に該当する認定区分によるものとし、当該年度中は、その認定区分を適用する。

5 市民税所得割額を算定する場合において、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子の市民税所得割額は、当該者を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、同法第314条の2第1項第8号及び第3項の規定により算定する。

6 同一世帯に2人以上の負担額算定基準子ども（小学校第3学年修了前子どもを除く。）がいる場合は、2番目に年齢が高いものに係る利用者負担額は括弧内の額とし、3番目以降のものに係る利用者負担額は無料とする。

7 市民税所得割額が57,700円未満の世帯（母子世帯等にあつては、

市民税所得割額が77,101円未満の世帯)において、2人以上の特定被監護者等がいる場合は、当該特定被監護者等のうち、2番目に年齢が高いものに係る利用者負担額は括弧内の額とし、3番目以降のものに係る利用者負担額は無料とする。

- 8 同一世帯に3人以上の地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号の規定による扶養控除（年齢23歳未満の者に係るものに限る。以下「廃止前の年少扶養控除等」という。）の対象となる者がいる場合にあつては、負担額算定基準子ども（平成27年3月31日以前に市内の保育所又は認定こども園（同日後に特定教育・保育施設となったものに限る。）を利用（保育利用に限る。）している者に限る。）の利用者負担額は、当該世帯の3人目以降の廃止前の年少扶養控除等の対象となる者につき廃止前の年少扶養控除等を適用して算定した市民税所得割額に応じた額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の伊勢市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育、同法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、同法第29条第1項に規定する特定地域型保育、同法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育及び同項第3号に規定する特定利用地域型保育（以下「特定教育・保育等」という。）について適用し、同日前に行

われた特定教育・保育等については、なお従前の例による。

伊勢市農業委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成 28 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第45号

伊勢市農業委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則

伊勢市農業委員会に対する事務委任規則（平成17年伊勢市規則第118号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号イを削り、同号ウ中「第4条第4項」を「第4条第7項」に改め、同号ウを同号イとし、同号エ中「第4条第5項」を「第4条第8項」に改め、同号エを同号ウとし、同号オを削り、同号カを同号エとし、同号キ中「カ」を「エ」に改め、同号キを同号オとし、同号クを同号カとし、同号ケを削り、同号コ中「カ」を「エ」に、「セ」を「サ」に改め、同号コを同号キとし、同号サ中「コ」を「キ」に改め、同号サを同号クとし、同号シ中「コ」を「キ」に改め、同号シを同号ケとし、同号ス中「徴取」を「求め」に、「アからエまで、カ、キ、ク、コ、サ、シ及びセ」を「アからケまで及びサ」に改め、同号スを同号コとし、同号セ中「カ」を「エ」に改め、同号セを同号サとし、同条第2号中「第70条の4第35項」を「第70条の4第36項」に、「第70条の6第40項」を「第70条の6第41項」に、「前号ア及びカ」を「前号ア及びエ」に、「同号エ及びク」を「同号ウ及びカ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 4 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 46 号

伊勢市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

伊勢市母子保健法施行細則（平成 25 年伊勢市規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表備考 1 中「第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「第 5 条の 4 の 2 第 6 項」に改め、同表備考 2 (2) 中「第 41 条第 1 項、第 2 項及び第 6 項」の次に「、第 41 条第 24 項」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市立幼稚園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 4 月 1 日

伊勢市教育委員会

教育長 北村 陽

伊勢市教育委員会規則第5号

伊勢市立幼稚園規則の一部を改正する規則

伊勢市立幼稚園規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第48条関係）

（単位：円）

階層区分		保育料 (月額)
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0
第2A階層	第1階層を除き、市民税所得割額が非課税の母子世帯等	
第2B階層	市民税所得割額が非課税である上記以外の世帯	3,000 (1,500)
第3A階層	市民税所得割額が1円以上77,101円未満の母子世帯等	5,500
第3B階層	第3A階層を除き、市民税所得割額が1円以上77,101円未満の世帯	
第4階層	上記以外の世帯	

備考

- この表において「階層区分」とは、各月初日における世帯の階層

区分をいう。

- 2 この表において「市民税所得割額」とは、特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（同法第328条に規定する所得割を除く。）の額（子ども・子育て支援法施行規則第20条で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）をいう。
- 3 この表において「母子世帯等」とは、次の各号のいずれかに該当する者が属する世帯をいう。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第4項に掲げる支給認定保護者と同一の世帯に属する者である場合を除く。）
 - (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（障害者又は障害児であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていないもの（以下「在宅障害児」という。）に限る。）
 - (3) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅障害児に限る。）
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅障害児に限る。）
 - (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134

- 号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅障害児に限る。)
- (6) 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者(在宅障害児に限る。)
- (7) その他市長が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者
- 4 市民税所得割額を算定する場合において、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子の市民税所得割額は、当該者を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、同法第314条の2第1項第8号及び第3項の規定により算定する。
- 5 第2B階層において、同一世帯に2人以上の特定被監護者等(支給認定保護者(児童手当法(昭和22年法律第164号)第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。以下同じ。)に監護される者及び監護されていた者並びに支給認定保護者又はその配偶者の直系卑属(支給認定保護者に監護される者及び監護されていた者を除く。)であって支給認定保護者と生計を一にするものをいう。以下同じ。)がいる場合は、当該特定被監護者等のうち、2番目に年齢が高いものに係る保育料は括弧内の額とし、3番目以降のものに係る保育料は無料とする。
- 6 第3A階層において、同一世帯に2人以上の特定被監護者等がいる場合は、当該特定被監護者等のうち、2番目に年齢が高いもの以降のものに係る保育料は無料とする。
- 7 第3B階層において、同一世帯に3人以上の特定被監護者等がいる場合は、当該特定被監護者等のうち、3番目に年齢が高いもの以

降のものに係る保育料は無料とする。

- 8 第4階層において、同一世帯に3人以上の負担額算定基準子ども（幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童福祉法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）、特例保育を受ける小学校就学前子ども、家庭的保育事業等（同法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。）による保育を受ける小学校就学前子ども、同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の第1学年から第3学年までに在学する子どもをいう。）がいる場合は、当該負担額算定基準子どものうち、3番目に年齢が高いもの以降のものに係る保育料は無料とする。

- 9 第49条に規定する場合その他子ども・子育て支援法施行令第24条第2項に規定する事由による場合以外の場合は、保育料の額について日割計算を行わない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の伊勢市幼稚園規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる保育について適用し、同日前に行われた保育については、なお従前の例による。

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正す

る規程を次のように定める。

平成28年4月1日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第1号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項第2号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加え、同項第3号中「保育所等」を「保育所、幼保連携型認定こども園等」に改め、同表5の項第4号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加え、同項第5号中「保育所等」を「保育所、幼保連携型認定こども園等」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

伊勢市上下水道事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年4月1日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号

伊勢市上下水道事務決裁規程の一部を改正する規程

伊勢市上下水道事務決裁規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の表 6 の項中「、総務課長」を削る。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する等の規程を次

のように定める。

平成28年4月1日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第 3 号

伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する等の規程
(伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部改正)

第 1 条 伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 15 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の表水道事業収益の部営業外収益の款朝熊山分担金の項を削る。

別表第 1 の 2 の表水道事業費用の部営業外費用の款朝熊山雑支出の項を削る。

(伊勢市朝熊山地区上水道分担金条例施行規程の廃止)

第 2 条 伊勢市朝熊山地区上水道分担金条例施行規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 18 号)は、廃止する。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

伊勢市病院企業職員の育児休業等に関する規程及び市立伊勢総合病院臨時職員等の身分取扱いに関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 28 年 4 月 1 日

伊勢市病院事業管理者 藤 本 昌 雄

伊勢市病院事業管理規程第3号

伊勢市病院企業職員の育児休業等に関する規程及び市立伊勢総合病院臨時職員等の身分取扱いに関する規程の一部を改正する規程

(伊勢市病院企業職員の育児休業等に関する規程の一部改正)

第1条 伊勢市病院企業職員の育児休業等に関する規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる職員」を「伊勢市職員の育児休業等に関する条例(平成17年伊勢市条例第29号)第21条に規定する職員」に改め、同項各号を削る。

(市立伊勢総合病院臨時職員等の身分取扱いに関する規程の一部改正)

第2条 市立伊勢総合病院臨時職員等の身分取扱いに関する規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

目次中、「第9条」を「第8条」に、「第10条—第24条」を「第9条—第23条」に、「第25条」を「第24条」に、「第26条・第27条」を「第25条・第26条」に、「第28条」を「第27条」に、「第29条・第30条」を「第28条・第29条」に、「第9章 雑則(第31条・第32条)」を「第9章 雑則(第30条・第31条) 附則」に改める。

第6条第1項中「、休息时间」を削る。

第9条を削る。

第4章中第10条を第9条とし、第11条から第14条までを1条ずつ繰り上げる。

第15条第1項中「(次項の場合を除く。)」を削り、「第20条」を「第19条」に改め、同条第2項を削り、同条を第14条とする。

第16条第1項中「第20条」を「第19条」に改め、同条を第15条とする。

第 17 条を第 16 条とする。

第 18 条中「第 20 条」を「第 19 条」に改め、同条を第 17 条とする。

第 19 条中「第 15 条」を「第 14 条」に改め、同条を第 18 条とする。

第 20 条中「第 15 条」を「第 14 条」に、「第 18 条」を「第 17 条」に改め、同条を第 19 条とする。

第 21 条を第 20 条とする。

第 22 条中「第 10 条」を「第 9 条」に改め、同条を第 21 条とする。

第 23 条第 3 項中「第 15 条第 1 項」を「第 14 条第 1 項」に、「第 16 条」を「第 15 条」に、「第 20 条」を「第 19 条」に改め、同条を第 22 条とする。

第 24 条を第 23 条とする。

第 5 章中第 25 条を第 24 条とする。

第 6 章中第 26 条を第 25 条とし、第 27 条を第 26 条とする。

第 7 章中第 28 条を第 27 条とする。

第 8 章中第 29 条を第 28 条とし、第 30 条を第 29 条とする。

第 9 章中第 31 条を第 30 条とし、第 32 条を第 31 条とする。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 28 年 4 月 1 日

伊勢市病院事業管理者 藤 本 昌 雄

伊勢市病院事業管理規程第4号

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第16号)の一部を次のように改正する。

第4条中「別表第4に定める級別標準職務表」を「等級別基準職務表(別表第4)」に改める。

附則に次の1項を加える。

(平成28年4月から平成29年3月までの間の地域手当に関する特例措置)

10 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における第9条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「100分の4」とあるのは「0」とする。

「

「

7級
給料月額
円
361,300
363,900
366,400
369,000
371,100
373,600
375,900
378,400

7級	8級
給料月額	給料月額
円	円
361,300	406,900
363,900	409,300
366,400	411,800
369,000	414,200
371,100	416,100
373,600	418,400
375,900	420,500
378,400	422,700

380,900	380,900	424,700
383,600	383,600	426,800
386,200	386,200	428,900
388,900	388,900	431,000
391,300	391,300	432,700
393,600	393,600	434,500
395,800	395,800	436,500
398,200	398,200	438,500
400,000	400,000	440,400
402,000	402,000	442,200
403,900	403,900	444,000
405,700	405,700	445,700
407,600	407,600	447,500
409,400	409,400	449,000
411,200	411,200	450,400
413,100	413,100	451,900
414,900	414,900	453,300
416,400	416,400	454,600
417,900	417,900	455,900
419,500	419,500	457,100

421, 100	421, 100	458, 100
422, 400	422, 400	458, 800
423, 700	423, 700	459, 600
424, 900	424, 900	460, 300
426, 100	426, 100	461, 000
427, 400	427, 400	461, 800
428, 700	428, 700	462, 500
429, 900	429, 900	463, 100
431, 100	431, 100	463, 600
431, 900	431, 900	464, 200
432, 700	432, 700	464, 800
433, 500	433, 500	465, 400
434, 100	434, 100	465, 900
434, 800	434, 800	466, 400
435, 500	435, 500	466, 800
436, 200	436, 200	467, 100
437, 000	437, 000	467, 400
437, 800	437, 800	
438, 200	438, 200	
438, 900	438, 900	
439, 400	439, 400	

439,800

440,200

440,600

441,000

441,400

441,800

442,100

442,400

442,800

443,100

443,400

443,700

439,800

440,200

440,600

441,000

441,400

441,800

442,100

442,400

442,800

443,100

443,400

443,700

別表第1中

を

に改める。

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

企業 一般 職給 料表	2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
	3級	1 主事の職務
		2 極めて高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
	4級	1 係長又は主査の職務
		2 主任看護師の職務
	5級	1 課長補佐又は主幹の職務
		2 看護師長の職務
		3 副薬局長又は室長補佐の職務
6級	1 課長又は副参事の職務	
	2 看護副部長の職務	
	3 薬局長又は室長の職務	
7級	次長又は参事の職務	
8級	1 部長の職務	
	2 理事の職務	
病院	1級	定型的な業務を行う職務
企業	2級	一般的な業務を行う職務
技能	3級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
労務	4級	副主任の職務
職給 料表	5級	係長又は主任の職務
病院	1級	医員の職務
企業	2級	医長の職務
医療 職給	3級	1 市立伊勢総合病院事務分掌規程（平成17年病院事業管理規程第2号。以下「事務分掌規程」という。）第24

料表		条に規定する科部長（以下「科部長」という。）の職務 2 事務分掌規程第 24 条に規定する科副部長（以下「科副部長」という。）の職務
	4 級	1 特に高度の知識又は経験に基づき困難な医療業務を行う科部長の職務 2 特に高度の知識又は経験に基づき困難な医療業務を行う科副部長の職務
	5 級	1 副院長の職務 2 部長（科部長を除く。）、理事又は健診センター長の職務

別表第 8 変則勤務手当の部 2 の項に次の 1 号を加える。

(3) 手術室に勤務する職員が遅番勤務に従事したとき。

別表第 8 変則勤務手当の部 3 の項中「手術室又は栄養管理室に勤務する職員で次の各号のいずれかに該当するもの」を「栄養管理室に勤務する職員で正規の勤務時間の開始時刻が午前 7 時 30 分以前の勤務に従事したとき。」に改め、同項各号を削る。

別表第 10 病院企業一般職給料表の部職務の級 7 級及び 6 級の職員の項中「職務の級」の次に「8 級、」を加える。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

伊勢市告示第 43 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 411 条第 1 項の規定により、平成 28 年度分の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録しましたので、同条第 2 項の規定により、告示します。

平成 28 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市告示第 44 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 416 条第 1 項の規定により、平成 28 年度分の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり関係者の縦覧に供します。

平成 28 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 縦覧期間

平成 28 年 4 月 1 日（金）から 5 月 2 日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）のそれぞれ午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。
ただし、月曜日は、午前 8 時 30 分から午後 7 時まで

2 縦覧場所

伊勢市総務部課税課

伊勢市告示第 45 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
上長屋区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定によ
り告示します。

平成 28 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 中 東 松 衛

伊勢市御薊町長屋 1308 番地

変更後 前 田 泰 弘

伊勢市御薊町長屋 171 番地 1

伊勢市告示第 46 号

消費生活センターを設置したので、伊勢市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例(平成 28 年伊勢市条例第 19 号)第 2 条の規定により、次のとおり告示します。

平成 28 年 4 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 名称

伊勢市消費生活センター

2 位置

伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 29 号

3 消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 8 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に係る事務を行う日

月曜日から金曜日まで（伊勢市の休日を定める条例（平成 17 年伊勢市条例第 2 号）に定める休日を除く。）。

4 法第 8 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に係る事務を行う時間

午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

伊勢市告示第 47 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 第 6 項の規定により次のおり伊勢市ふるさと応援寄附金の指定代理納付者を指定したので、伊勢市会計規則（平成 17 年伊勢市規則第 42 号）第 21 条の 3 第 2 項の規定により告示します。

平成 28 年 4 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定代理納付者の指定を受けた者

所在地	名称
三重県四日市市幸町 2 番 4 号	株式会社 三重銀カード
東京都港区南青山 5 丁目 1 番 22 号	株式会社 ジェーシービー

2 指定代理納付者に代理納付させる期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 48 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市ふるさと応援寄附金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 28 年 4 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納に関する業務を委託した者

所在地	名称
京都市下京区四条通烏丸西入函谷鉾町 101 番地 アーバンネット四条烏丸ビル	株式会社エフレジ 代表取締役 杉本 和彦

2 委託期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

3 取扱い可能なコンビニエンスストア

所在地	名称
東京都千代田区二番町 8 番地 8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
東京都品川区大崎一丁目 11 番 2 号	株式会社ローソン
東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号	株式会社ファミリーマート
東京都中央区晴海 2 丁目 5 番 24 号	株式会社サークルKサンクス
北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 421 番地	株式会社セコマ
千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5 番 1 号	ミニストップ株式会社

伊勢市告示第 49 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、東豊浜町西条自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 28 年 4 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 古 野 義 久

伊勢市東豊浜町 1620 番地

変更後 中 村 俊 博

伊勢市東豊浜町 1506 番地

伊勢市告示第 50 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
村松町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定によ
り告示します。

平成 28 年 4 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 奥 野 時 明

伊勢市村松町 127 番地 2

変更後 中 西 博

伊勢市村松町 455 番地 1

伊勢市告示第 51 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
上区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に
より告示します。

平成 28 年 4 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 長谷川 孝 明

伊勢市西豊浜町 1454 番地

変更後 中 西 薫

伊勢市西豊浜町 340 番地 7

伊勢市告示第 52 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、森区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 28 年 4 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 森 内 法 昭

伊勢市西豊浜町 1904 番地

変更後 森 川 和 俊

伊勢市西豊浜町 1912 番地

伊勢市告示第53号

地籍調査の実施について

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成28年4月14日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 事業計画が定められた年月日

平成28年4月1日

2 調査を実施する者の名称

伊勢市

3 調査地域

東豊浜2（東豊浜町）

八日市場（八日市場町及び宮町1丁目）

檜原（檜原町）

宮町（宮町1丁目、曾祢1丁目、一之木1丁目、大世古1丁目、常磐2丁目、常磐3丁目、浦口2丁目及び浦口3丁目）

有滝1、有滝2（有滝町）

宮川1（常磐1丁目、宮川1丁目、浦口1丁目、中島1丁目及び御菌町高向）

4 調査期間

平成28年4月14日から平成29年3月31日まで

伊勢市教育委員会告示第8号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成28年4月7日

伊勢市教育委員会

教育長 北村 陽

記

- 1 日 時 平成28年4月11日（月）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件
議案第16号 伊勢市学校設置条例の一部改正について

伊勢市上下水道事業告示第 12 号

次の工事店は、指定の有効期間満了に際し、伊勢市下水道排水設備指定工事店規程（平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号）第 8 条第 1 項の規定による指定の更新がなされなかったため、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 28 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所在地	有効期間 満了年月日
116	尾上管工業	松阪市射和町 504 番地 1	平成 28 年 3 月 31 日

伊勢市上下水道事業告示第 13 号

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 33 条の 2 の規定に基づき、水道料金及び下水道使用料等の収納の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号)第 26 条の 4 第 1 項の規定により告示します。

平成 28 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務を委託した者

岐阜県岐阜市日置江 1 丁目 58 番地

株式会社 電算システム

専務取締役執行役員事業本部長 松浦 陽司

2 委託期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

3 取り扱い可能なコンビニエンスストア

所在地	名称
東京都千代田区 2 番町 8 番地 8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
東京都品川区大崎 1 丁目 11 番 2 号	株式会社ローソン
東京都豊島区東池袋 3 丁目 1 番 1 号	株式会社ファミリーマート
東京都千代田区岩本町 3 丁目 10 番 1 号	山崎製パン株式会社

愛知県稲沢市天池五反田町1番地	株式会社サークルKサンクス
千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1	ミニストップ株式会社
神奈川県横浜市中区日本大通17番地	株式会社スリーエフ
東京都中央区日本橋1丁目1番1号	国分グローサーズチェーン株式会社
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番1号	株式会社ポプラ
札幌市中央区南9条西5丁目421番地	株式会社セコマ
群馬県前橋市亀里町900番地	株式会社セーブオン
兵庫県尼崎市潮江1丁目2番12号	株式会社ジェイアール西日本デイリーサービスネット
東京都港区港南1丁目8番27号	株式会社しんきん情報サービス
岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地	株式会社システムアイシー

伊勢市上下水道事業告示第 14 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 28 年 4 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
393	ツバキ水利	志摩市大王町波切 3862 番地 17	平成 28 年 4 月 14 日
394	有限会社 カワバタ	伊勢市田尻町 146 番 地 1	平成 28 年 4 月 14 日

伊勢市上下水道事業告示第 15 号

地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）第 231 条の 2 第 6 項の規定により次のとおり水道料金及び下水道使用料等の指定代理納付者を指定したので、伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程（平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 15 号）第 4 条の 2 第 2 項の規定により告示します。

平成 28 年 4 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納に関する指定代理納付者

東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号

ヤフー株式会社

2 契約期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市公告第 43 号

伊勢市地域公共交通網形成計画を策定しましたので、次のとおり公表します。

平成 28 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市都市整備部交通政策課に備え置いて縦覧に供します。